

「福島町議会基本条例」制定十年 検証 ↓ 改正、新たな条例・要綱の制定

福島町議会基本条例が制定されて十年が経過しました。「議員が主役」「住民の参画」「変化を恐れない」を議会改革の視点として「開かれた議会」を目指し、試行錯誤を繰り返しながら「気が付いたことから、できることから」を合言葉に一步一步進め、集大成として平成二十二年、議会基本条例をまとめました。

制定後も、改革が後退しないよう、慎重に検証、さらなる向上を意識し議会活動に取組み、議会基本条例諮問会議からの答申をいただきながら、
・ 議会基本条例の検証・行動計画の実行
・ 適正な議員定数・歳費、議会費の標準額提示
・ 議会活動の検証・評価等を実践し、
新たな取組として、
・ 一般質問の追跡調査、
・ 総合計画条例制定、
・ 論点・争点を明確にする
審議を規定、
・ 議会・委員会結果の執行部への手交等が実行されており、
「議会基本条例」制定十年間の検証と実績の反映を期し、新年度施行を目指して、関連規定を含め全体的に、より分かりやすく改正し、新たに二条例、七要綱を制定しました。

主な改正・制定内容（平成三十一年四月一日施行）
議会基本条例（改正）

- ・ 一般質問等答弁事項進捗状況調査
- ・ 常任委員会所管調査報告書の執行者手交
- ・ 議案審議・提案者との意見交換、議員間討議

- ・ 文書質問による関連資料の請求
- ・ 行政事務事業の評価、公表
- ・ 議会事務局人事の町長との協議
- ・ 議会条例（改正）
- ・ 議案審議の明確化・議案説明 ↓ 質疑 ↓ 意見交換 ↓ 議員間討議 ↓ 討論
- ・ 会議規則 + 委員会条例 + 会議条例としたことによる重複部分の省略（公聴会開催等の準用）
- ・ 議会運営基準（改正）
- ・ 常任委員会会議録の作成
- ・ 議会運営委員会協議事項の追加・本会議の反省（審議、進行、一般質問の追跡調査、政治倫理基準の遵守、一問一答制の徹底）
- ・ 議会参画奨励条例（制定 ↑ 参画を奨励する規則）
- ・ 傍聴 ↓ 参画・町民の自主的な参画を促し、積極的に参画者の意見を聴く機会を設ける（参画者席に発言の場を設置する）
- ・ 参画の手続を省略（参画者名簿の廃止）
- ・ 政治倫理条例（制定 ↑ 不当要求行為防止条例）
- ・ 町民の責務（議員に対する不正行使の禁止）
- ・ 審査の請求（選挙権を有する町民総数の五〇分の一、二人以上の議員）
- ・ 政治倫理基準
- ・ 議員研修条例（改正）
- ・ 研修報告の義務化
- ・ 研修報告書の公開
- ・ 議会基本条例検討調書・行動計画要綱（制定）
- ・ 検討調書（現状、課題、改善策、方向性判断、諮問会議意見）
- ・ 行動計画（具体的項目、目

標期間、具体的取組、取組の結果）

議員間討議要綱（制定）

- ・ 自由討議の定義・本会議等における討議
- ・ 討議方法・質疑・意見交換の後、議長の確認により議員が討議の表明をし、論点争点を明確にして合意形成に努める。
- ・ 論点争点・基本条例に基づく政策形成過程資料を参考に現状把握・課題整理・解決対策等を念頭に論点争点を明確にする。
- ・ 留意点・特定の個人・政党等を非難・侮辱・宣伝する発言をしない。自らの意見を積極的
- に述べ、他の意見にも真摯に耳を傾ける。
- ・ 行政評価事務事業評価要綱（改正）
- ・ 評価対象・政策等調書（総合計画事業振興管理表）を追加
- ・ 評価手順（議員 ↓ 常任委 ↓ 議運 ↓ 手交・公表）
- ・ 議会・議員活動評価要綱（制定）
- ・ 評価項目・議会（主要十項目）・議員（六項目）
- ・ 評価資料・議会の基礎的資料（議会白書掲載）
- ・ 評価の手交、公表（議会）たより・HP）
- ・ 議会広報広聴要綱（制定）
- ・ 議会だより・編集方針、基本掲載事項、発行
- ・ 議会HP・編集方針、掲載事項、
- ・ 町民と議員の懇談会（議会報告会）・開催方針
- ・ 開催会場、議員・事務局班編成
- ・ 議会白書・編集方針、掲載事項の構成（議員名簿、開かれた議会づくり、評価基礎資料等）

詳細は、福島町議会HPををご覧ください。議会基本条例と関連条例等の相関図から検索できます。議会だより特集号も発行しております。

URL: www.gikai-fukushima-hokkaido.jp/

(みぞへこうき) 福島町議会議長 溝部幸基